

報告第3号

平成25年度愛西市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越  
計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成26年6月2日提出

愛西市長 日 永 貴 章

\*地方自治法施行令第146条第2項

「普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。」

写

26愛西財第40号  
平成26年5月13日

愛西市議会議長 鬼頭勝治 殿

愛西市長 日永貴 章



平成25年度愛西市公共下水道事業特別会計繰越明許費  
繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり提出し  
ます。





平成25年度愛西市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年繰越額	左の財源内訳				
					既入 特定財源	特定財源			一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	
3	公共下水道建設費	1 公共下水道建設費	公共下水道佐屋25-1工区整備事業	73,500,000	73,500,000	26,800,000		44,000,000	2,700,000
合 計			73,500,000	73,500,000	26,800,000		44,000,000	2,700,000	

平成26年5月13日提出

愛西市長 日永貴

